

北海道文化振興指針 改正骨子案（たたき台） 新旧対照表

北海道文化振興指針 現行	北海道文化振興指針 骨子案（たたき台） ～北の文化のみちしるべ～	・道民に親しまれる指針となるよう、サブタイトルを追加
<p>はじめに</p> <p>1 文化振興の目標</p> <p>私たちの郷土一北海道には、古くからの歴史的な文化や先住のアイヌの人たちによって培われてきた文化が存在しています。さらに、全国各地から移り住んできた人たちの文化や明治の開拓期におけるアメリカをはじめとする諸外国の影響を受けた文化を受け継ぎ、開放的で多様性のある文化が育まれてきました。</p> <p><u>近年、人びとの生活意識や価値観の多様化などにより、物質的・経済的な豊かさだけでなく、日常の暮らしの中にゆとりや潤いといった「心の豊かさ」が一層求められるようになり、文化に対する関心や期待が高まってきています。これに伴って、道内の各地域でも個性あふれる文化活動が積極的に行われるようになってきています。文化は、人びとの生活の充実とこれからの地域社会の発展にますます大きな役割を果たすようになると考えられます。</u></p> <p>北海道は、鮮やかな四季と雄大な自然に恵まれた地域です。この北海道を道民一人ひとりが心の豊かさを実感できる地域社会とするため、優れた自然環境、独自の歴史、多彩な生活様式などに根ざした個性的な地域文化を創造し発展させていくとともに、すべての人が文化を享受することのできる生活文化圏を築いていくことをめざします。</p>	<p>はじめに</p> <p>1 文化振興の目標</p> <p>私たちの郷土一北海道には、<u>縄文文化などの</u>古くからの歴史的な文化や先住のアイヌの人たちによって培われてきた文化が存在しています。さらに、全国各地から移り住んできた人たちの文化や明治の開拓期におけるアメリカをはじめとする諸外国の影響を受けた文化を受け継ぎ、開放的で多様性のある文化が育まれてきました。</p> <p><u>道内の各地域では、このような北海道独自の文化を生かしながら、個性あふれる文化活動が積極的に行われ、心豊かな活力ある社会の形成に役割を果たしてきました。</u></p> <p><u>近年、文化を資源として活用することにより、地域の活性化を図る動きが注目されており、人口減少が進む中、文化は、</u>地域社会の発展にますます大きな役割を果たすようになると考えられます。</p> <p>北海道は、鮮やかな四季と雄大な自然に恵まれた地域です。この北海道を道民一人ひとりが心の豊かさを実感できる地域社会とするため、優れた自然環境、独自の歴史、多彩な生活様式などに根ざした個性的な地域文化を創造し発展させていくとともに、すべての人が文化を享受することのできる生活文化圏を築いていくことをめざします。</p>	<p>・道内の文化活動や、文化活動をめぐる状況のを修正</p>
<p>2 北海道文化振興指針の位置付け</p> <p><u>道民の文化に対する関心や期待の高まりに応じていくためには、道が行う様々な文化振興施策を総合的・効果的に推進し、文化行政を積極的に進めていく必要があります。</u></p> <p><u>北海道文化振興条例は、文化振興に対する道の姿勢や役割を明らかにするとともに、道の文化行政の基本となる事項を定めたものです。</u></p> <p><u>北海道文化振興指針は、この条例に基づき、道が行う文化振興施策の基本的な方向を明らかにするものであり、今後、この指針に沿って文化振興施策の推進に努めていきます。</u></p>	<p>2 北海道文化振興指針の位置付け</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">削 除</div> <p><u>本指針は、平成6年3月に策定した北海道文化振興条例に基づき、道が行う文化振興施策の基本的な方向を明らかにするものです。</u></p> <p><u>また、北海道行政基本条例に基づき道が策定する総合計画を推進</u></p>	<p>・記載を指針の位置づけのみとする</p> <p>・道が施策を積極的に進める旨は第2章冒頭に記載位置変更</p> <p>・道における位置づけ、法に基づく地方計画への位置</p>

	<p>するための「特定分野別計画」、文化芸術基本法第7条の2に規定される「地方文化芸術推進基本計画」に位置づけるとともに、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組の一つとしても位置づけています。</p>	<p>付け等を追記</p>
<p>第1章 基本理念 道は、地域文化の創造と生活文化圏の構築をめざして、次の基本理念に基づき、<u>文化振興施策を推進し、文化行政の充実を図っていきます。</u></p> <p>1 一つひとつのまちを表情豊かにする それぞれの地域の特色に応じた多様な文化を掘り起こし、一つひとつのまちを表情豊かにする地域文化を育んでいきます。</p> <p>2 地域を結び地域と世界をつなぐ 地域間の文化交流や世界の様々な文化とのふれあい・交流を進めることにより、地域と地域を結び、地域と世界をつなぐ文化を育んでいきます。</p> <p>3 自然と共生し伸びやかな文化を育む 自然とともに生きてきた先人たちの知恵や創意に学びながら、自然を守り、自然と調和のとれた伸びやかな文化を育んでいきます。</p> <p>4 北国らしい文化を発信する 北海道の自然、歴史、生活様式などに根ざした<u>北国らしい</u>個性的な地域文化を創造し、<u>内外に誇りをもって発信していきます。</u></p> <p>5 先人の培った文化を受け継ぎ次代に伝える 先人たちの努力によって培われてきた貴重な文化を受け継ぎ、大切に守り育て、次の世代に伝えていきます。</p> <p>第2章 文化行政の基本的な考え方 文化の担い手は、一人ひとりの道民であり、道の文化振興施策は、道民が自主的に文化活動にかかわることができる環境をつくっていくことを基本に進めていきます。</p> <p>道の文化振興施策は、芸術文化、文化財、生活文化、まちづくり、景観、生活環境、自然環境、産業など<u>広範な分野において</u>、総合的・効果的に進</p>	<p>第1章 基本理念 道は、地域文化の創造と生活文化圏の構築をめざして、次の基本理念に基づき、<u>文化の振興、発信、活用に向けた取組を進めていきます。</u></p> <p>1 一つひとつのまちを表情豊かにする それぞれの地域の特色に応じた多様な文化を掘り起こし、一つひとつのまちを表情豊かにする地域文化を育んでいきます。</p> <p>2 地域を結び地域と世界をつなぐ 地域間の文化交流や世界の様々な文化とのふれあい・交流を進めることにより、地域と地域を結び、地域と世界をつなぐ文化を育んでいきます。</p> <p>3 自然と共生し伸びやかな文化を育む 自然とともに生きてきた先人たちの知恵や創意に学びながら、自然を守り、自然と調和のとれた伸びやかな文化を育んでいきます。</p> <p>4 北海道発の文化を広める 北海道の自然、歴史、生活様式などに根ざした<u>北海道発の</u>個性的な地域文化を創造し、<u>広めていきます。</u></p> <p>5 先人の培った文化を受け継ぎ次代に伝える 先人たちの努力によって培われてきた貴重な文化を受け継ぎ、大切に守り育て、次の世代に伝えていきます。</p> <p>第2章 文化行政の基本的な考え方 文化の担い手は、一人ひとりの道民です。 道は、<u>居住する地域や年齢、障がいの有無に関わらず、全ての道民が自主的に、創造・鑑賞などの</u>文化活動にかかわることができる環境をつくっていくことを基本に<u>文化の振興に向けた取組を積極的に進めていきます。</u> <u>なお、道が行う文化振興の取組は</u>、芸術文化、文化財、生活文化、</p>	<p>・文化の振興に加え、発信・活用についても取組を進めることを追記</p> <p>・第1章冒頭で文化の発信を謳っていることから、発信するとともに北海道発の文化を広めていくこととし、「広める」旨追記</p> <p>・言い切ることで強調。</p> <p>・全ての道民が対象であることを表現。</p> <p>・文言整理</p>

<p>めていきます また、道が実施する様々な施策に人間性、地域性、創造性などの文化の視点を取り入れるよう努めていきます。</p> <p>《文化振興のための基本的な施策》 道の文化振興施策は、次の事項を基本として推進していきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道民の文化活動の促進 2 芸術鑑賞等広く文化に接する機会の拡充 3 文化活動を担う人材の育成 4 文化交流の促進 5 文化環境の整備及び充実 6 歴史的文化遺産の保存及び活用 7 文化性に配慮したまちづくりの推進 	<p>まちづくり、景観、生活環境、自然環境、産業など、<u>幅広い分野で</u>、総合的・効果的に進めていきます。 また、道が実施する様々な施策に人間性、地域性、創造性などの文化の視点を取り入れるよう努めていきます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: fit-content; margin: 20px auto;">第3章に移動</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文言整理 ・ 《文化振興のための基本的な施策》は、第3章に記載位置変更
<p>第3章 文化振興施策の推進 <u>道は、市町村や民間団体等と連携協力及び調整を行うとともに、必要な助言等に努めながら、次の事項を基本に文化振興施策を推進していきます。</u></p> <p>1 道民の文化活動の促進 <u>（1）文化活動への参加機会の拡充と参加意欲の向上</u> 道内の各地域では、地域の特色を<u>生かした</u>様々な文化活動が<u>盛んになってきています。このような</u>道民の文化活動を一層促進していくため、文化活動への支援、<u>文化活動の</u>発表の場の提供など、道民が自主的に文化活</p>	<p>第3章 文化振興施策の推進 <u>道では、平成6年に本指針を策定して以来、全道を舞台に文化の振興に向けた取組を進めてきました。今後は、「メディア芸術」などの新しい分野も対象としながら、引き続き、次の事項を基本に文化振興の取組を進めていきます。</u></p> <p><u>《文化振興のための基本的な施策》</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 道民の文化活動の促進</u> <u>2 芸術鑑賞等広く文化に接する機会の拡充</u> <u>3 文化活動を担う人材の育成</u> <u>4 文化交流の促進</u> <u>5 文化環境の整備及び充実</u> <u>6 歴史的文化遺産の保存及び活用</u> <u>7 文化性に配慮したまちづくりの推進</u> <p>1 道民の文化活動の促進 <u>（（1）、（2）を統合）</u> 道内の各地域では、地域の特色を<u>生かしながら</u>様々な文化活動が<u>行われて</u>います。このような道民の文化活動を一層促進していくため<u>には、文化活動の裾野を広げていく必要があることから、</u>道民が自主的に文化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村や民間団体等との連携は第4章に記載位置変更 ・ 現状に合わせた文言修正 ・ 第2章から記載位置変更 （1）、（2）の目的が「道民の文化活動参加機会の充実」、「参加意欲の向上」と同じであることから（1）、（2）を統合

<p>動へ参加する<u>機会を拡充し</u>、参加意欲を高めていきます。</p> <p>〈施策の方向〉</p> <p>○道民の自主的な文化活動の充実を図るため、文化活動を行う団体等に対して支援します。</p> <p>○道内の各地域の文化活動を支援、促進するため、専門的な立場からの指導、助言が受けられる<u>ようなシステムづくりに努めます。</u></p> <p><u>○文化イベントを開催するなど、文化活動の発表の場を拡充します。</u></p> <p>（２）文化に関する顕彰</p> <p><u>文化活動を行っている人たちの活動意欲や道民の文化に対する関心を高めるため、文化の振興に顕著な功績のあった個人・団体や地域に根ざした文化活動を活発に行っている個人・団体を顕彰していきます。</u></p> <p>〈施策の方向〉</p> <p>○文化に関する顕彰を<u>充実</u>します。</p> <p>（３）文化情報の提供</p> <p>文化活動を促進するうえで、文化に関する情報の提供は重要な役割を果たしています。このため、文化施設や文化活動などに関する情報を収集して、幅広く提供していきます。</p> <p>〈施策の方向〉</p> <p>○文化施設や文化活動などに関する情報を収集・提供します。</p> <p>○生活文化や生涯学習などに関する情報を収集・提供します。</p> <p>２ 芸術鑑賞等広く文化に接する機会の拡充</p> <p><u>近年、道民の間で芸術鑑賞などの文化的な欲求が高まってきていますが、本道の広域性を考慮して、すべての道民が優れた文化を享受できるようにしていく必要があります。このため、全道的規模あるいは広域的に各種の文化事業を実施するとともに、道内各地域において道民が優れた文化に接する機会を<u>拡充</u>していきます。</u></p> <p>〈施策の方向〉</p> <p>○道内の各地域において芸術鑑賞など広く文化に接する機会を<u>拡充</u>します。</p> <p>○道内の各地域において芸術鑑賞など、文化に接する機会を提供する</p>	<p>活動に参加する<u>機会の充実を図り</u>、参加意欲を高めていきます。</p> <p>〈施策の方向〉</p> <p>○道民の自主的な文化活動の充実を図るため、文化活動を行う団体等に対して支援します。</p> <p>○道内の各地域の文化活動を支援、促進するため、専門的な立場からの指導、助言が受けられる<u>機会の充実を図ります。</u></p> <p>○<u>道民の文化活動への意欲を高め、また、文化活動への関心を高めるため、道民が行う</u>文化活動の発表の場の<u>充実を図ります。</u></p> <p>○文化に関する顕彰を<u>行い、その功績を広く発信</u>します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">(1)、(2) を統合</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">(3) は記載位置変更</div> <p>２ 芸術鑑賞等広く文化に接する機会の拡充</p> <p><u>広大な本道においても、居住する地域に関わらず、すべての道民が、広く文化を享受できるようにしていく必要があります。このため、道内各地域において、道民が<u>多彩な文化に接する機会を充実</u>を図ります。</u></p> <p>〈施策の方向〉</p> <p>○道内の各地域において芸術鑑賞など<u>道民が</u>広く文化に接する<u>機会の充実</u>を図ります。</p> <p>○道内の各地域において芸術鑑賞など、文化に接する機会を提供する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道内の文化活動の状況を修正 ・ 指導・助言の機会を拡充から充実へ変更 ・ 文化活動の発表の場について、拡充から充実へ変更 ・ 活動意欲の向上等に向け、功績を発信する旨明記 ・ (3) 文化情報の提供については、文化活動に関する情報だけでなく、幅広く北海道の文化情報発信を行うこととし、「5 文化環境の整備及び充実」へ記載位置を移動 ・ 記載内容の整理 ・ 文化に接する機会についても拡充から充実を図ることに変更。
---	--	--

団体や文化事業に対して支援します。

3 文化活動を担う人材の育成

文化を振興するためには、創造性豊かな優れた人材や文化活動に対する意欲を持つ人材を育成していくことが必要です。このため、若手芸術家等の活動支援、文化活動の指導者や専門家等の養成など、長期的な視点に立って計画的な人材の育成に努めていきます。

〈施策の方向〉

- 地域における文化活動を促進するため、指導者の派遣研修や招へいに対して支援します。
- 青少年の行う文化活動に対して支援します。
- 市町村の関係職員や文化団体関係者等に対して、文化事業の企画・運営などの研修に努めます。
- 若手芸術家等の創作・発表活動等に対する支援に努めます。

4 文化交流の促進

(1) 地域間交流の充実

様々な地域との文化交流は、文化を発展させ、新しい文化を生み出すとともに、文化活動を活性化させます。このため、道内外の地域との文化交流とネットワークづくりを進めていきます。

〈施策の方向〉

- 道内外の地域との文化交流活動に対して支援します。
- 文化団体や文化施設等の相互の連携を図るため、ネットワークづくりに努めます。

(2) 世界との文化交流の促進

地域における国際化が進展し、国際的な文化交流への関心が高まっているなかで、文化活動の質的な向上や新しい地域文化の創造を図るため、

団体や文化事業に対して支援します。

3 文化活動を担う人材の育成

人口の減少が進む中、地域の文化を継承していくためには、活動の中心となる人材を育成していくことが必要です。このため、文化を創造する人材や文化活動を支える人材など、文化活動に意欲を持つ人材育成の取組を進めます。

→○3つめに統合

- 次代の文化活動を担う子どもたちが、文化に触れ、体験する機会の充実を図ります。
- 青少年や若手芸術家等の創作・発表活動等を支援します。
- 地域の文化活動を支える人たちが、専門的な指導・助言を受けられる機会の充実を図ります。

4 文化交流の促進

様々な地域との文化交流は、文化を発展させ、新しい文化を生み出すとともに、地域の文化活動を活性化させます。このため、国内外の地域との文化交流やネットワークづくりを支援します。

〈施策の方向〉

- 国内外の地域との文化交流活動に対して支援します。
- 文化団体や文化施設等が行う、国内外の団体等とのネットワークづくりを支援します。
- 国内・海外を問わず、道外における公演などで北海道の文化を紹介する活動を支援します。
- 国内・海外を問わず、道外から文化団体等を招聘し、道内の文化団体等と交流する活動を支援します。

(1) に統合

・道内の情勢の変化を追記
・必要な人材の内容を明記

・文化芸術を支える人材の育成を○3つめに統合
・新規追加
・青少年と若手芸術家への支援を統合
・文化芸術を支える人材の育成を統合

・グローバル化が進む中、国内・国外の区別なく交流促進を図ることとし、
(1) (2) 統合

・(1) (2) 統合に伴う文言整理
・文化施設のネットワークづくりは、「5 文化環境の整備・充実」記載位置変更

世界の各地域と幅広く文化交流を進めていきます。

〈施策の方向〉

- 姉妹提携州をはじめとする諸外国との文化交流を推進します。
- 北海道の文化を海外公演などの文化活動を通じて紹介する文化団体等に対して支援します。
- 国際的な文化イベントの開催を推進します。
- 海外の芸術家や文化人などによる幅広い文化交流活動に対して支援します。

5 文化環境の整備及び充実

道民に優れた文化に接する機会を提供するとともに、北海道の地域文化を創造するためには、文化施設の整備・充実が必要です。このため、文化施設の充実・強化を図っていきます。

〈施策の方向〉

- 博物館、美術館、図書館、文書館、文学館などの各種の文化施設の機能を高めるとともに、その整備を進めます。

1 (3) 文化情報の提供

文化活動を促進するうえで、文化に関する情報の提供は重要な役割を果たしています。このため、文化施設や文化活動などに関する情報を収集して、幅広く提供していきます。

〈施策の方向〉

- 文化施設や文化活動などに関する情報を収集・提供します。
- 生活文化や生涯学習などに関する情報を収集・提供します。

5 文化環境の整備及び充実

道民に優れた文化に触れる機会を提供するとともに、地域の文化を継承、創造していくためには、文化環境の充実が必要です。このため、文化施設の機能向上や、文化に関する情報発信を図っていきます。

(1) 文化施設の機能向上

道民に優れた文化に触れる機会を提供するとともに、地域の文化を継承し、創造していくため、文化施設の機能向上に努めます。

〈施策の方向〉

- 博物館、美術館、図書館、文書館、文学館といった道立文化施設の機能の向上を図ります。
- 道立文化施設をはじめ、道内の各文化施設の活性化を図るため、施設間のネットワークの形成を推進します。
- 文化施設のバリアフリー化を図るなど、年齢や障がいの有無等に関わらず文化に接することのできる環境整備に努めます。

(2) 文化情報の発信

道民の自主的な文化活動に役立つ情報や、本道の魅力など、幅広い文化情報の発信に努めます。

〈施策の方向〉

- 文化施設や生涯学習など、文化活動に役立つ情報を発信します。
- 国や民間企業等が行う、文化活動等への支援に関する情報を収集・提供します。
- 各地域で行われている個性あふれる文化活動の紹介に努めます。
- 北海道の歴史・文化や自然等に関する情報を国内外に発信しま

- ・目的として「地域文化の継承・創造」を追記
- ・文化環境として、文化施設に加え、1(3)から記載位置を変更した「文化情報の発信」を追記
- ・文化施設の機能向上を(1)として項目立て
- ・文言修正
- ・新規追加
- ・「全ての道民が」の視点から、新規追加
- ・文化情報の発信を(2)として新規項目立て
- ・○1つめと2つめを統合
- ・各種助成やユニークな文化活動の情報発信により文化活動の活性化を図るため、新規追加
- ・北海道を広く国内外にアピールするため、新規追加

6 歴史的文化遺産の保存及び活用

長い歴史の中で生まれ、継承されてきた有形・無形の文化財や生活習慣などに根ざした文化遺産は、北海道の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、将来の文化の向上・発展の基礎となるものです。これを道民すべての財産として調査、保護、活用などに努め、次の世代に引き継いでいきます。

〈施策の方向〉

- 有形・無形文化財や天然記念物などを含む歴史的文化遺産の調査を進めます。
- 歴史的文化遺産の保護と活用を進めます。
- アイヌ民族の文化の保護と継承のため、調査・研究や伝承事業などを促進します。
- 歴史資料として価値のある文書などを保存利用するため、北海道の歴史を伝える文書などの収集、整理を進めます。
- 歴史的文化遺産を保護する団体等の育成、支援や文化財保護思想の普及に努めます。

す。

○博物館や美術館における解説について、利用者（外国人）の目線に沿った多言語対応を推進します。

6 歴史的文化遺産の保存及び活用

長い歴史の中で生まれ、継承されてきた有形・無形の文化財や生活習慣などに根ざした文化遺産は、北海道の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、将来の文化の向上・発展の基礎となるものです。これを道民すべての財産として調査、保護、活用などに努め、次の世代に引き継いでいきます。

(1) 歴史的文化遺産の保存・活用

〈施策の方向〉

- 有形・無形文化財や天然記念物などを含む歴史的文化遺産の調査を進めます。
- 歴史的文化遺産の保護と活用を進めます。

(2) へ移動

- 歴史資料として価値のある文書などを保存利用するため、北海道の歴史を伝える文書などの収集、整理を進めます。
- 歴史的文化遺産を保護する団体等の育成、支援や文化財保護思想の普及に努めます。
- 子どもたちが、北海道の歴史や文化について学ぶ機会の充実を図ります。

(2) アイヌ文化の保存・継承と活用の促進

- アイヌ文化の保存と継承のため、調査・研究や伝承事業などを進めます。
- アイヌ文化を広く発信するとともに、文化資源として活用の促進を図ります。

(3) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録と活用に向けた取組

- 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に向け、関係自治体及び民間団体等と連携しながら、道民の機運の醸成に努めます。

・インバウンド等への対応に向け、新規追加

・アイヌ文化、縄文文化を項目立てするため、新たに(1)～(3)を設定

・新(2)へ移動

・子どもたちが北海道の歴史文化を学ぶことの大切さにかんがみ追加
・新規項目立て
・記載位置の変更

・ウポポイの開設を契機としたアイヌ文化の発信等を追加
・新規項目立て

・新規追加

・新規追加

<p>7 文化性に配慮したまちづくりの推進</p> <p>暮らしの中にゆとりや潤いといった心の豊かさが求められ、生活の質的な向上が重要となってきた今日、美しい街並み、快適な生活環境、自然との共生などに配慮したまちづくりを進める必要があります。このようなまちづくりに対する支援や人材の育成などに努めていきます。</p> <p>(1) 地域文化を生かしたまちづくりの推進</p> <p>北海道の各地域では、歴史や文化を核としたまちづくりが積極的に進められています。このような取組を促進し、個性的な地域文化を生かしたまちづくりを推進していきます。</p> <p>〈施策の方向〉</p> <p>○地域の自然、歴史、文化等を核としたまちづくりを推進します。</p> <p>○歴史を生かすまちづくりについて市町村との連携・協力を進めます。</p> <p>○歴史的建造物や街並みの保存・活用に対して支援します。</p> <p>(2) 美しい街並みと景観の形成</p> <p>自分のまちに誇りや愛着が感じられる景観や潤いのあるまちづくりが求められています。このため、地域の特性を生かした美しい街並みと景観の形成を推進していきます。</p> <p>〈施策の方向〉</p> <p>○自然と調和のとれた景観や美しい街並みの形成に努めます。</p> <p>○優れた景観の形成を図るため、市町村との連携・協力を進めます。</p> <p>○道民に親しまれ、利用しやすい公共建築物等の整備を進めます。</p> <p>○緑や花に包まれた個性あふれるまちづくりを進めます。</p> <p>(3) 快適な生活環境の創出</p> <p>北方型の新しいライフスタイルの確立のため、生活空間の演出など快</p>	<p>○「北海道・北東北の縄文遺跡群」の価値や魅力を国内外に発信するとともに、遺産を生かした取組を進めます。</p> <p>7 文化性に配慮したまちづくりの推進</p> <p>道内には、各地の特色ある文化のほか、歴史的建造物、美しい景観、豊かな自然・みどりなど、私たちが誇ることのできる北海道ならではの様々な文化資源があります。</p> <p>これらの文化資源を守り、地域の活性化に向けた活用を図っていくため、文化性に配慮したまちづくりを推進します。</p> <p>(1) (2) (4) (5) を統合し、(1) とする (3) 削除</p> <p>(1) 文化資源を生かしたまちづくりの推進</p> <p>〈施策の方向〉</p> <p>○地域の自然、歴史、文化等を核としたまちづくりを支援します。</p> <p>○歴史を生かすまちづくりについて市町村との連携・協力を進めます。</p> <p>○地域の特性を生かした景観やまちなみづくりを推進します。</p> <p>○自然と共生しながら、自然に親しむことのできる環境づくりを進めます。</p> <p>(2) 文化資源を活用した地域の活性化</p> <p>〈施策の方向〉</p> <p>○地域の特性を生かした賑わいづくりなど、文化を活用した地域の活性化を支援します。</p> <p>○地域の文化資源を観光資源として活用するための取組を支援します。</p> <p>○アウトドア、まち歩きなど、自然、文化、歴史とふれあう体験型観光を促進します。</p> <p>○道立文化施設を、観光資源として活用を図ります。</p> <p>【再掲】</p> <p>○北海道の歴史・文化や自然等に関する情報を国内外に発信します。</p>	<p>・文化性に配慮したまちづくりの視点を「生活の質の向上」から「歴史文化の資源としての活用」に変更し、旧(1)(2)(4)(5)を統合するとともに旧(3)を削除</p> <p>・旧(1)より</p> <p>・旧(1)より</p> <p>・旧(2)より</p> <p>・旧(4)(5)より</p> <p>・新規項目立て</p>
--	--	---

適な暮らしを実現する生活環境の創出に努めていきます。また、河川や海岸などの周辺環境の整備を進め、快適性に富んだ潤いのある親水空間を創出していきます。

〈施策の方向〉

- 快適な冬を過ごしていくための生活環境づくりや、北方型住宅の普及啓発を行います。
- 農村や漁村における快適な生活環境づくりを進めます。
- 人が身近に水に親しめるような、河川や海岸などの周辺環境の整備を行います。
- 市町村のまちづくりと一体となった親水空間に富んだ環境機能を維持、増進します。

(4) 自然との共生

北海道は豊かな自然に恵まれています。この良好な自然環境を守っていくとともに、自然と共生しながら、自然に親しむ環境の整備を進めていきます。

〈施策の方向〉

- 良好な自然環境を守るとともに、自然に親しむ機会を増やすため、自然公園などを整備します。
- 自然に対する知識と理解を深めるための普及啓発活動を行います。

(5) みどりの環境整備

身近にみどりに親しめる環境の整備が必要です。このため、みどりをつくり育て、みどりを大切にすることを育むなど、地域のみどりづくりを進めていきます。

〈施策の方向〉

- 日常生活で身近にみどりにふれあえる緑地などの整備を進めます。
- みどりに親しむ拠点となる施設の整備を進めます。
- 植樹活動などを通じた普及啓発を行います。

【再掲】

○博物館や美術館における解説について、利用者（外国人）の目線に沿った多言語対応を推進します。

第4章 推進体制等の充実

1 推進体制の充実

道民の文化に対する関心や期待の高まりの中で、芸術文化、文化財、生活文化、まちづくり、景観、生活環境、自然環境、産業など、文化行政の対象とする領域が拡大してきています。このような状況に応じて、北海道の文化を振興していくため、文化振興施策を総合的・効果的に推進する体制の整備を図っていきます。

併せて、道が実施する様々な施策に人間性、地域性、創造性など文化の視点を取り入れるよう、体制の整備や職員の啓発などに努めていきます。

〈施策の方向〉

- 文化振興に関する重要事項について調査審議及び建議等を行うために、審議会を設置します。
- 文化行政の総合的な企画・調整を行う組織の整備・充実を図ります。
- 文化振興施策及び文化の視点を取り入れた施策を総合的に推進していくため、各部局や委員会間の連携・調整を行う協議会等の充実を図ります。
- 北海道の文化を振興するために、市町村や民間との連携・協力体制について検討します。
- 文化の視点を取り入れた施策を推進していくため、職員の啓発などを進めます。

2 文化活動への支援体制の充実

財団の整備や基金の拡充により、実効性のある文化振興施策を推進するとともに機動的な推進体制を整備します。さらに、企業が行う文化支援活動の奨励などを積極的に行い、道民の自主的・創造的な文化活動を支援していきます。

(1) 企業が行う文化支援活動の奨励

地域社会の重要な構成員として、企業の役割に対する期待が高まってきており企業の社会貢献活動の一環として、道民の文化活動を支援する取組みが活発になってきています。このような情勢を踏まえ、企業が行う文化支援活動を奨励していきます。

(2) 財団の整備

文化振興施策を機動的・効果的に推進するため、財団を整備します。財団は、道民の自主的で幅広い文化活動の支援、文化鑑賞機会の拡充、

第4章 推進体制等

1 各主体の役割

「道民が自主的に文化活動に関わることができる環境づくり」を進めていくためには、道民をはじめとする様々な主体が、その役割を果たすことが期待されます。

道は、各主体と連携・協働を図り、必要な支援、調整に努めながら、道内各地域の文化活動の活性化に向けた取組を進めていきます。

(1) 道民

創造、継承、鑑賞といった文化活動への自主的な参加や、活動を通じた、地域における文化振興の担い手となることが期待されます。

(2) 文化団体

文化活動の裾野の拡大や人材育成等を通じ、地域の文化活動を牽引することが期待されます。

(3) 文化施設

地域の文化芸術活動の拠点として、道民が文化に触れる機会の創出や、地域の各主体と協働しながら、地域の文化活動を活性化していくことが、期待されます。

(4) 民間団体、企業

自ら行う文化活動や、道民が行う文化活動への支援、文化資源を活用した地域活性化など、団体・企業の特徴を生かした文化振興の取組が期待されます。

(5) 市町村

自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた文化振興施策を実施することが期待されます。

・各主体に期待する役割等を明らかにし、関係者が連携しながら道の文化振興を図ろうとするもの。

・道の推進体制は、既に整っていることから、各主体の役割に記載を変更するもの。

・旧2(1)企業が行う支援活動は、新1(4)に記載

・旧2(2)財団整備は、設立済のため削除

<p><u>人材の育成、文化交流の促進に関する事業を進めていきます。</u> <u>このような事業の実施を通じて、道と道民、市町村、文化団体等の協力体制を築いていくとともに、北海道の新しい地域文化の創造と文化情報の発信をめざしていきます。</u></p> <p>(3) 基金の設置・拡充 <u>道の文化振興施策を、長期的視点に立って安定的に進めるための財源として基金を設置します。</u> <u>基金の規模は、当面 100 億円を目標としますが、さらに充実した文化振興施策を推進できるよう、基金を拡充していきます。</u></p>	<p>2 北海道文化基金 <u>道民の文化活動への支援をはじめとした北海道における文化の振興を図ることを目的に、民間資金の確保に努め、北海道文化基金に積み立てるものとします。</u></p> <p>3 進行管理 <u>道の文化振興施策の進捗状況の評価を行うため、別途数値目標を設定し、定期的に、事業成果の評価・検証を実施します。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旧 2 (3) 基金は、今後は、民間資金の受け皿とすることとし、その旨を新 2 に記載 ・新規追加
---	--	---